

労働災害防止活動の目標

実習生における令和 5 年の労災事故は、タイヤローラの車輪による足の甲の轆かれによる多発骨折、プレスによる指の骨折・挫創、成形機による尺骨骨折、クレーンの荷の落下による足の骨折、コンクリートポンプ車による管内圧力放出による大腿骨等の骨折、等の重篤な災害が発生しています。

職場にある危険有害要因を的確に洗い出し、事故につながる危険を取り除くための重点対策事項等を積極的に進めていただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。

1 アイム・ジャパンのスローガン

『安全は家族の願い みんなの願い』

2 危険防止のための重点対策事項について

- (1) 車両系建設機械の接触防止、誘導の徹底と厳守
- (2) プレス機械・成形機による挟まれ防止対策の徹底と厳守
- (3) クレーン運転の吊り荷の下の立ち入り禁止の徹底と厳守
- (4) コンクリートポンプ車の吹き出し防止対策の徹底と厳守
- (5) 安全装置・安全カバーの取り付けと適正な使用の徹底と厳守
- (6) 墜落・転落の防止対策の徹底と遵守
- (7) 安全な作業方法、作業手順の徹底と厳守
- (8) 技能講習、特別教育など一定の要件を必要とする業務の資格確認
- (9) 危険予知訓練(KYT) ヒヤリハット運動など安全衛生教育の促進
- (10) 熱中症の予防

3 労働安全衛生受入企業自主点検の実施について

全国安全週間中に、各受入企業が行う災害防止活動の取組に合わせて、「労働安全衛生受入企業自主点検票」による総点検をお願いします。

自主点検票に沿って点検を行い、その結果を踏まえ改善・検討の取組をお願いいたします。

なお、ご記入いただきました自主点検票は、貴社の安全評価にご活用ください。(点検票の提出は不要です。)

4 実習生の安全意識を高めるための啓発について

(1) 実習生への指導

災害事例の特徴を踏まえ、①安全装置・安全カバーの取り付けと適正な使用の徹底と遵守、②墜落・転落の防止対策の徹底と遵守、③フォークリフト・車両系建設機械との接触・挟まれ防止対策の徹底と遵守、④安全な作業方法、作業手順の徹底と遵守、等に関してご指導くださいますようお願いいたします。

また、安全確認、安全作業手順及び作業標準の厳守の観点から「指差呼称」を習得させるようお願いいたします。

(2) 安全衛生大会への参加

当機構ではアイム・ジャパン安全衛生大会・実習生休日の集いの実施を予定しております。

なお、安全衛生大会の日程等は、別途決定し、改めてご案内させていただきます。

5 就業制限業務及び特別教育の未修了者の就業禁止について

一定の資格を必要とする床上操作式クレーン運転（吊上げ荷重 5 t 以上）、玉掛け作業（吊上げ荷重 1 t 以上）、フォークリフト運転（最大荷重 1 t 以上）等の法令で定める就業制限業務に実習生に従事させる場合は、登録教習機関が行う技能講習を受講して資格を取得させてから、これらの業務に就かせるようにお願いします。

また、アーク溶接業務、吊上げ荷重 5 t 未満のクレーン運転業務、吊上げ荷重 1 t 未満の玉掛け業務、フルハーネス型安全帯の使用など労働安全衛生規則第 36 条に定める業務に従事させる場合は、法定の特別教育を実施してください。

なお、当機構では、実習生が技能講習を受け易くするため、登録教習機関（株）PCT 東京教習所・東京都江東区新砂 1 - 10 - 17）と提携して本部で技能講習（床上操作式クレーン、玉掛け、フォークリフト）を実施しています。技能講習には通訳の配置と外国語訳補助テキストを用意した特別コースにより理解力を高めるように考慮しています。（技能講習の受講手続き等につきましては、当機構の企業担当者にお尋ねください。）

以 上